

北見市プレミアム付商品券取扱加盟店申込書

プレミアム付商品券加盟店登録受付係 あて (FAX 0157-22-2282 北見商工会議所内)

下記募集要項の内容に同意し、加盟店登録の申込をいたします。

| 申込日 | | 年 月 日 | | 配布物送付先 (いずれかにチェック) | <input type="checkbox"/> 住所① <input type="checkbox"/> 住所② |
|-------|-------------------------|----------|--|-----------------------|---|
| 申請者 | 法人名・事業所名 | フリガナ | | 取扱店舗名 (屋号) | フリガナ |
| | 法人・事業所住所 (住所①) | 〒 | | 取扱店舗住所 (住所②) | 〒 北見市 |
| | 代表者名 | | | 取扱店舗 責任者名 | |
| 電話 | | FAX | | E-Mail | @ |
| 業種 | 小売業 ・ 飲食業 ・ サービス業 ・ その他 | | | 取扱品目 サービス | |
| 振込先口座 | | 銀行 信金 | | 本店 支店 | 預金種別 普通 ・ 当座 |
| | 口座名義人 | フリガナ | | | 口座番号 |

※複数店舗用の申込書は市ホームページに掲載しています。

※取扱店舗名(屋号)については市のチラシ・ホームページ等に掲載する名称としてください。

募 集 要 項

1. 申込資格

北見市に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の①から④に該当する事業者を除いたもので、北見市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行っている事業者並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③下記「3. 商品券の使用対象外となるもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ④役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

2. 登録料

無料

3. 商品券の使用対象外となるもの

- ①商品券やプリペイドカード等の金券類、切手、官製はがき、印紙など換金性の高いもの
- ②出資や金融商品の購入
- ③電子マネーへのチャージ
- ④国や地方公共団体への支払い(税金、使用料、北見市ごみ袋など)
- ⑤車検時の法定費用(自賠責保険料、印紙、自動車重量税)
- ⑥公共料金や通信販売等の収納代行

- ⑦土地、建物の購入及び家賃、地代の支払い

- ⑧たばこの購入

- ⑨「1. 申込資格」の①に該当する風俗営業に係るもの

- ⑩その他、北見市が使用について相応しくないと判断した商品、サービス

4. 厳守事項

- ①商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②商品券と現金との交換は厳禁です。
- ③商品券の券面金額に満たない利用であっても、つり銭は出さないでください。
- ④使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ⑤商品券の紛失及び盗難に対し、北見市はその責任を負いません。
- ⑥商品券を受領したときは、再使用を防止するため商品券の裏面に加盟店名を記載(手書き又はゴム印等)してください。なお、裏面に加盟店名の記載がない場合、換金できません。
- ⑦加盟店であることが明確になるよう、配布するステッカーを消費者にわかりやすい場所に掲示してください。
- ⑧「新北海道スタイル」を実践し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を万全に行ってください。

5. 換金方法

- ①当市が指定する市内金融機関に使用済商品券と換金請求書を提出いただいた後、ご指定の口座に振込します。
- ②換金受付期間は令和3年8月下旬から令和4年1月中旬までを予定しており、期間を過ぎてからの換金には一切応じないものとします。
- ③換金手数料(振込手数料)は無料とします。